

いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

いわき市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（平成28年いわき市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（手数料の減免）

第11条 災害により住宅が滅失し、又は破損したため、当該災害を受けた日から起算して1年以内に住宅を建築する場合には、当該建築する住宅に係る第3条から第5条まで及び第9条に規定する手数料については、免除する。ただし、当該建築する住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものであるときは、その兼ねる部分については、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、公益上必要があると認める場合又は災害その他特別の事情があると認める場合は、この条例に規定する手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。